

# ご協力ありがとうございました。

皆さまのあたたかいご支援により、緊急的に支援が必要な被災地においても、  
災害発生直後から継続的な救護活動を行うことができました。

これまでも、これからも、苦しんでいる人を救うために、  
赤十字は活動し続けます。



～その「想い」を待っている人のために～

前頁へ



日本赤十字社 東京都支部

Japanese Red Cross Society



あたたかいご支援ありがとうございました。

～明日への備えを～

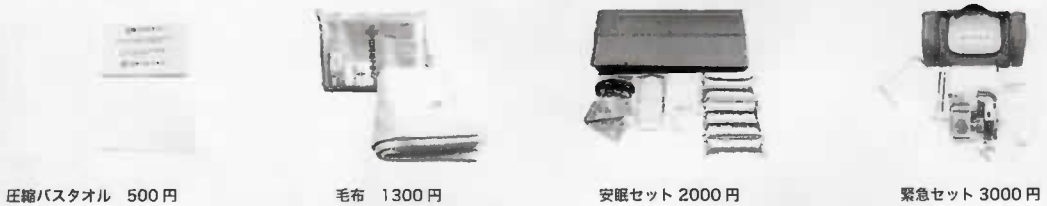
日本赤十字社東京都支部では、発生が危惧されている首都直下地震等に備え、災害対応能力の更なる向上と減災に向けた取り組みを進めていきます。

これからも助けが必要な人を救いつづけていくために、皆さまのあたたかいご協力をお願いいたします。



皆さまからお寄せいただく活動資金はこのようなところでも活用されています。

大きな災害に備え、救援物資をすぐに被災された方へ届けられるよう整備しています。



圧縮バスタオル 500円

毛布 1300円

安眠セット 2000円

緊急セット 3000円

日本赤十字社へ活動資金のご協力をいただいた方に、税制上の優遇措置がございます。

税制上の優遇措置

寄付区分	措置の内容等
特定寄付金	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から、2千円を差し引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。(都条例により個人住民税も税額控除されます。)
個人 相続税にかかる寄付金	相続により取得した財産の全額または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
法人 特定公益増進法人に対する寄付金	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認下さい。

※この他にも指定された赤十字事業への寄付金に対する税制上の優遇措置もございます。詳しくは当支部ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15

☎03-5273-6742(振興部 地域推進課)

ホームページ

<http://www.tokyo.jrc.or.jp>

Facebook

<https://www.facebook.com/redcrosstokyo>